

## 「水道料金改定に関する説明会」における質疑事項

**1. 今回の値上げ幅で、最初の方の資料にあった何十年後に水道事業が継続できることを見越してという部分が大丈夫なのか、それとも、しばらくはこの料金で行くのか。**

(回答) 平成31年3月に水道ビジョンを作っており、10年間の水道の計画を立てております。その中で本来であれば、4億8000万円ほどの建設改良費を毎年計上することが望ましいのですが、そこまで上げてしまうと市民の皆様に大幅な値上げとなってしまいます。そこで、水道施設の長寿命化等を図りながら、この10年間については1億円の収入増を行い、そして建設改良という形で施設、管路の更新、耐震化を進めていこうということで、今回は料金改定の方向性をだしております。10年間の水需要予測を出しながらこの10年は大丈夫といった形で、また5年後に財政状況を見ながら検討させていただきたいと思っております。

**2. この金額設定でどのくらいまでやっていくのか。また、スタート時期についてはいつになるのか。**

(回答) 10年間の水予想をしながら、5年を目処に料金改定をしていくとしております。水道運営協議会の答申にも5年を目処に状況の精査をして、そこで改定が必要であれば、運営協議会に諮問をしながら改定を行っていく必要があると考えています。基本的には総括原価方式で計算したときには、実際には収入を2億7000万円くらい上げると問題無いのですが、そこまで上げてしまうと挾間庄内も大幅な料金改定になりますし、湯布院も統一するということでさらに料金が上がるということになります。水道ビジョンを作った時に、1億円の収入増をして、その1億円を投資に充てるという計画を立てておりますので、今回については1億円の収入をあげる形での改定を進めています。改定時期については、なるべく早めにやっていきたいのですが、説明会等を踏まえながら議会上程を進めていきたいと思っております。

**3. 今回の説明における料金改定は決定事項なのか。**

(回答) 市の方針としては決定しているという形になります。これは条例事項になりますので、市民説明会で皆さんの意見を聞きながら議会上程を行い、議会で承認をいただきましたら、決定という形になります。料金統一は行いますが、料金改定で統一までにどれくらいの期間で緩和措置を進めていくのかについては、検討していきたいと思っております。

**4. 今回の水道料金の改定について、いつからこれが実際に行われるのか知りたい。**

(回答) これから議会上程にかけていき、議会で条例が変更になってから料金を改定していくという形を取らせていただきたいと思います。議会については本年度を目処に

かけていきたいと思っておりますが、はっきりと何年度から、というのはまだ決定しておりません。また、議会を通ったとしても半年は周知期間が必要であると思っておりますので、そういった部分を経て料金改定をしてみたいと思いますので、条例が決まりましたら、市報やHPを通じてお知らせをしてみたいと思っております。

**5. 統一料金が良いという判断はなぜそうなるのか、2つあっても悪くないのでは。**

(回答) 水道料金は総括原価方式という考え方で算定をしています。施設が小さいところについては水道料金の収入も低いですから、料金的には高くしないといけないということになってしまいます。一方で、施設が大きい、町が大きいところは料金単価が下がってきます。また原水の違いによっても水を作る料金は違ってきます。そういう部分も踏まえて総体的に考えるのが公平性になるのではないかとということで、料金の統一を図っていくという考え方をしています。全体にいくらかかるから、市として、1つの料金として算定していくという形です。

**6. 料金体系が異なる市町村は、全国の1718市町村のうち、由布市を含めて15市町村、約0.9%となっているが、全国に合わせる必要はないのでは。**

(回答) 日本水道協会が出した合併に対する指針では、極力料金の統一を図るべきであると書かれています。各市の状況により料金の統一が図れない場合においても、合併後速やかに料金の統一を図るべきであるとされています。由布市においても時間がかかっていますが、同一市で統一料金になっていかなくてもという考えの中で、今回料金統一を出させていただいた次第であります。水道料金は条例で決まっておりますので、今後、議会上程を行い、議会で可決されれば、料金改定で料金はどうなっていくかというお知らせをしていきたいと思っております。

**7. 湯布院に比べて、挾間庄内は浄水場でコストがかかると思う。格差をなくさずに、同じ金額を上げることができないのか。格差をなくす必要があるのか。**

(回答) 料金統一につきましては水道法の14条に記載がなされております。それと地方自治法の公の料金の扱いについても市の中で公平と謳われております。市としては法の遵法性を鑑みると統一を図っていくのが好ましいと思っております。これまで水道事業は17年間料金改定を行っておりません。その点については行政の方も後世にツケを残さないように料金改定を順次上げておけばこのような形にはならなかったのかと思っております。9月の決算の時に改めて出てきますが、湯布院の有収率が下がるという結果になっております。有収率というのは配った水がどれだけ料金になっているのか、という数値なのですがやはり漏水が多いということになります。その点を踏まえて管路の更新等の投資をしていかなくてもいけないと思っております。合併後、湯布院地域においてはクリプトスポリジウム対策といたしまして、紫外線処理施設と配水池の方で約10億円程度の投資をしてお

ります。庄内挾間については合併後から現状の施設を維持しているという状況で、拡張しているところはございません。どこにどれだけのお金を使ったらよいかというのは市としてやっていくために適正に会計を行っていると思っております。どこの為だというわけではなく、必要に応じてやっていきたいと思っております。そのためには料金を統一していかなければならないと市としては考えてます。料金統一は、湯布院では反対という意見も出されていますが、挾間庄内では逆の意見もあり、なぜ同じ市になったのに料金が違うのかという意見も出されています。由布市として1つになりましたので、料金が上がるというのは大変心苦しいのですが、料金統一になにとぞご理解いただければと思います。

**8. 料金を上げるのは仕方ないと思っているが、負担を均一に出来ないのか。湯布院の負担は930円、挾間庄内では250円の負担になっているが、平均して600円くらいの負担という考えはないのか。**

(回答) 湯布院地域については930円という大きな金額で、挾間庄内については250円、これは口径13mmで15立米使用した場合にはなりますが、それぞれ600円ずつという形になりますと料金の統一が難しいということになります。激変緩和措置として湯布院では4年かけて料金を上げていくのですが、挾間庄内地域については1年で改定料金にさせていただくという形になっております。最終的には湯布院地域は930円、挾間庄内は250円という差にはなるんですけど、大変申し訳ないのですが統一をするために上げなければと思っております。また、料金を算定するにあたっては、現状の収入から年間で料金収入を1億円上げる見込みで計算をして料金算定をしていますので、それを踏まえて試算をしております。

**9. 事業所の料金が下がって一般が上がるというのはなぜか。事業所を下げる必要があるのか。**

(回答) 現行の水道料金は用途別料金体系という形を取らせていただいております。これは一般家庭や事業所用といった用途によって料金が違うといったものになっています。現在、一般家庭と事業所では1立米あたり55円の差を付けています。それを今度は口径別料金体系に変更し、メーターの大きさに応じて料金を設定していくといった形になりますので、1立米あたり55円の差を解消した結果として料金が下がるということになります。同じ水ですので、同じ量に対しては同じ料金で、というのが主流になっており、水道事業体の約6~7割が口径別料金体系に移行しております。用途別となりますと、事業所と一般家庭の区別が付きにくい場合がありますので、その時にどちらの料金で使用するかといった点で公平性に欠けますので、口径別に移行するという形になります。

**10. 激変緩和措置ということが取られるようですけれど、5年目には湯布院は69.2%も上がる。これはかなりの値上げであろうと思います。もっと多くの市民の皆さんに対し**

**てこれについてどう思っているか聞いてみたい。そういう処置を是非講じていただけないか。また、事業者はなぜこんなに挾間・庄内と湯布院で差があるのか、湯布院はこんなに上がるのか、説明をお願いしたい。**

(回答) 激変緩和措置につきましては、湯布院地域の方々については大きな料金改定ということで、約69.2%上がっていくこととなります。ただ、水道料金につきましても、10年の水予想を行います。収入については5年くらいの期間で見込みをしていかないと、人口減少や、電気代等の値上がりも考慮すると、5年くらいでの激変緩和措置が正しいのではないかとということで期間を設定させていただいております。事業者につきましては、今は湯布院も挾間庄内も用途別料金体系を取らせていただいております。現行の料金は、挾間庄内地域では一般家庭については基本水量について1立米あたり超過の部分について170円50銭。事業所につきましては225円50銭ということで、55円の差を付けております。また、湯布院地域につきましては一般家庭と事業所用につきましては同じ基本水量の1立米あたり110円ということになっております。そこを今回の料金改定で体系を変え、メーターの口径に応じて料金の差をつけるといった口径別料金体系を取らせていただいております。用途別のデメリットといたしまして、営業用に依存した料金設定になるということと、店舗との併用住宅の場合設定等が難しく、どちらを取っていいのか基準があいまいになります。そういった部分を踏まえながら、メーターの大きさによって料金を設定するようになるので、現在挾間の一般家庭と事業所の差が55円というのがあまりにも大きな格差をつけているということを踏まえて、口径別料金体系に移行するため、こういう形になっております。

**11. 料金を統一するという前提になっているが、それについての合意というのはどこで形成されたのか。**

(回答) 合併後の水道の経営につきましては、水道運営協議会を通して、事業内容の諮問等を行いながら事業の運営を行っております。その運営協議会の中で水道料金の統一を図っていくという答申をいただいております。日本水道協会においても、総括原価方式という形で料金を算定していくことが正しいやり方であるとなっております。浄水施設から近いところ遠いところで水道料金が違っていても悪いでしょうし、規模の小さい施設大きい施設での違い、原水の違いで料金を算定するものではなく、由布市は1つになったのですから総体として料金を考えております。水道法においても差別的な料金の扱いはしてはならない、となっておりますのでそういうものを踏まえ、今回統一をする考えを取らせていただいております。

**12. 合併の時に協定書が交わされている。その中で料金体系について湯布院は別料金体系にすると、書かれている内容がいつどのように変更されたのか。**

(回答) 合併協定書について市としては、あくまでも合併時点での調整事項ということで考えております。合併協定書がそのまま未来永劫生きていくという形ではなく新しい市に

において、まだ条例が出来ていない中で市として合併するうえでの約束をふまえて由布市の条例が出来ていくという形の調整事項と考えておりますので、新市における計画については総合計画や各種協議会等に引き継がれるものと考えております。平成27年の時にも運営協議会において答申がなされております。その時には料金改定は議会の方で見送りをさせていただいたんですけれども、その時の答申にも統一を目指すべきである。ただし、まだその段階では無く、まずは簡易水道について統合を図り、その後に統一を図るべきであるという答申をいただいております。それを踏まえ、令和2年度より簡易水道を全て統一して由布市水道事業といった形で取り込みを行っております。施設での違いで料金の格差を作るのではなく、やはり統一をしていくべきなのではないかと考えまして、今回のような形で進めさせていただいております。

**13. 漏水があると言うが、合併後各3町で管の更新をしたのが何mあるのか。湯布院の管を更新してないから漏水が多いのではないか。**

(回答) 近年の管路更新については、金額で言うと令和2年度では、挾間で1300万円、庄内は3900万円、湯布院地域では6100万円を使っています。令和3年度については、挾間で7500万円、庄内は2100万円、湯布院は8800万円を使っています。このことにつきましては、道路改良や、漏水多発箇所を踏まえて、効率的に管の更新を行っています。どの地区にどれだけお金をかけるかではなく、予算の中で必要な部分にかけているということになります。合併後、湯布院町では何をしてきたかという、並柳の配水池と各施設のクリプトスポリジウム対策として紫外線処理施設を導入しております。会計が1つになりましたので、旧町のお金がどうなったのかということは明確には出てきませんが、必要に応じて施設を作っているということはお知らせしたいと思っております。現状として、施設の更新をしていかないといけない時に、2億円くらいの更新予算を取っていますが、水道ビジョンでは3億円を投資に使っていかなくては、本当はもっと4億8000万円くらいの投資をしなくては更新が出来ないのですが、そこまで料金を上げてしまうと皆様に多くの負担を強いてしまうので、長寿命化を図りながら、1.3倍の耐用年数等を考え、今あるものを大切にしつつ、必要な投資は行っていくということをご理解いただき、料金改定をして、施設の更新をしていきたいと思っております。

**14. 新築が増えてきているが、それに対して、今までいた人とこれから来る人との供給の差を考えての計画をして工事をされているのか。また人口が減って若者が少ない中、人口が増えたときと減った時のバランスが水の管理や予算にどのように影響しているのかを教えてください。**

(回答) 水道の管路の計画について、昨年度については、向原や北方、下市というのが低区配水池系というところになっており、その部分については管網計算という方法で、5年後10年後、どのくらい戸数があつた時に水圧がどのくらい出るのかという計算をして、

管の口径をどれくらいにしたらよいか、という将来的な計画をもって、管の更新をしています。管末に近い下市地区では水圧不足といったことが今後見込まれるので、そこを早く解消するために、今年度については医大バイパスに一本大きな管を通してそこから水を供給すれば少しは解消するのではないかと思います。少しずつではありますが管路の更新を行って、10年くらいの水予想を立てながら計画を行っています。また、人口が減ってくるところについては、今後の計画になりますが、施設のダウンサイジングをしていくようなことをしないといけないと思いますが、挟間地域においては現状維持がベストではないかと思えます。しかし庄内、湯布院地域においては施設を小さくしていくといった部分で水を作りすぎない、水が滞留して動かない状態になるとそこで塩素が無くなってきますので、そういった点を踏まえ、計画をしていきます。

**15. 新たに住宅を建てる場合、水道分担金のようなものは徴収しているのか。**

(回答) 加入金という形でいただいています。20mmを付けた場合で22万円をいただいております。また、個人での引込については個人負担で工事をしていただいておりますが、メーターを設置したときは、本管からメーターまでの管理は市で行っております。

**16. 今後、水道使用量を増やすことを考えているのか、減らすことを考えているのか。減らすとしたときに、使用量が減るから料金を上げるのか。**

(回答) 減っていくという水予想は出ています。料金を上げるということについては管路が老朽化していますので、管路や施設の更新工事を行う為にお金がかかるので、今回料金改定を行うということになります。

**17. 同尻から取水している水の安全性について、同尻から赤野に上げている水道管が、今後水害とか起こらないのか、安定的に水が取れるのかを伺いたい。また、新水源の確保についてはどう考えているのか。**

(回答) 大分川から取水している水について、それについては今のところ問題ないと考えております。ただ、河床が低くなっているということがありますので、水が段々と少なくなっているということは現実としてあります。大分川の河川改修の計画も、20年30年スパンの改修計画ですが、そういった部分でもしっかりと県にも意見を言いながら、十分に取水が出来るよう、守っていきたいと思っております。挟間の浄水場につきましては高度活性炭処理ということで今、常時活性炭を通すといった処理で水を作っております。水自体については安全で、水質基準にもきちんと通っている水を配っています。それと第二水源につきましては、平成20年くらいまでは人口が増であるということで水の供給計画を作っておりました。それが人口減少社会ということで平成27年くらいからそういうことを言われ始めまして、挟間においては現在人口が横ばいということで推移をしています。節水機器などの影響で水が余ってくるような部分も指数としては出ております。

そういう部分を踏まえながら水を供給していくのですが、今は大分川の取水で十分出来るというところと、第二水源につきましては今の経営状況では、大規模のお金がかかってまいります。何十億というお金が必要になりますので、現経営状況では困難であると、令和元年に判断しております。

**18. 赤字部分については税金で補えないのか。**

(回答) 市の水道に加入していない方もおられます、税金は違うことに本来使われるべきですので、水道は水道に加入している人たちが賄うべきだと考えます。

**19. 水道はこのまま公共事業としてやっていっていただけるのか。**

(回答) 今のところ民営化は考えておりませんので、市の方で水道事業をやらせていただきたいと思っております。

**20. 生活の基盤になるもの、水であったり、道路であったり、そういったものはもっともっと前に早く進めていただきたい。水道だけでなく、その他の事業も未来を考えて急いでやってほしい。**

(回答) 水道だけでなく性格基盤が色々ございます。しかし、予算が限られていますので優先度を設けながら、スピード感を持って一生懸命やっていきたいと思っております